

# 兵庫県公報

平成24年1月6日 金曜日 第2351号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	1
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	2
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	2
○ 平成3年兵庫県告示第906号（兵庫県集落地域整備基本方針）の変更（同）	3
○ 道路の位置指定（建築指導課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の位置指定の取消し（同）	5
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	5
○ 入札公告（県立大学）	5

## 告 示

### 兵庫県告示第1号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成24年1月6日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
かるがも薬局 アイランド店	株式会社 メディカルかるがも 代表取締役 西垣 日出告	神戸市東灘区向洋町中1-14 イーストコート2番街105号	平成23年10月1日
スギ薬局 神戸持子店	株式会社 スギ薬局 代表取締役 榊原 栄一	同 市西区持子2丁目8番地	同 年11月1日
きのみ薬局	株式会社 ユーアイファーマシー 代表取締役 内海 直彦	姫路市保城298-1	同 年12月1日
宮田整形外科クリニック	宮田 啓介	明石市太寺大野町2651	同 年11月1日
フタツカ薬局 明石太寺店	株式会社 セブタ 代表取締役 二塚 憲次	同	同 年12月1日
阪神西宮駅前 梅岡耳鼻咽喉科クリニック	医療法人社団 梅華会 理事長 梅岡 比俊	西宮市田中町5-10 NSビル	同 年11月1日
大谷歯科医院	大谷 光惟	同 市浜甲子園1丁目3-4	同 年10月11日
サクラデンタルクリニック	医療法人社団 サクラ会 藤原歯科医院 理事長 藤原 士郎	同 市高松町6番4号 西宮ゲートビル4階	同 年11月1日
そぶえ歯科	祖父江 俊隆	同 市高須1丁目1番 武庫川団地2号棟141号室	同 年12月1日
タキヤ今津薬局	タキヤ株式会社 代表取締役 飯塚 啓	同 市津門綾羽町1-30	同 年11月1日

プラネット薬局 阪神西宮店	プラネットメディカル有限公司 代表取締役 林 民夫	同 市田中町5番10号 NSビル	同
ステラ西北薬局	株式会社 あおいメディカル 代表取締役 川崎 博之	同 市高松町5-39-404	平成23年12月1日
瀬野内科医院	瀬野 倫代	芦屋市大原町11-24-106	同 年11月1日
フタツカ薬局 北在家店	株式会社 セブタ 代表取締役 二塚 憲次	加古川市加古川町北在家2450-4	同
あおぼ薬局	株式会社 グローリア 代表取締役 佐藤 茂昭	同 市加古川町備後67-1	平成23年12月1日
志賀歯科	志賀 徹	宝塚市小林2-11-16 カサオバヤシビル204号	同 年8月21日
医療法人社団 オーロラ会 森クリニック通所リハビリテーションセンター	医療法人社団 オーロラ会 森クリニック 理事長 森 剛士	同 市伊子志3丁目2-30 逆瀬川メディカルステージ1F	平成19年11月15日
聖綾クリニック	吉川 巖	川西市中央町7番24号 ブロードビル4階	平成23年12月1日
川西加茂イレブン薬局	株式会社 イレブン 代表取締役 樋屋 茂康	同 市加茂3丁目1番5号	同 年11月1日
淡路調剤薬局 東浦店	ビザン薬品株式会社 代表取締役 岸田 敏宏	淡路市久留麻1875-1	同
岩屋調剤薬局	株式会社 ウィーズ 代表取締役 水村 卓司	同 市岩屋983	同
うちだ歯科医院	内田 智久	加東市北野161	同
なの花薬局 やしろ店	株式会社 共栄ファーマシー 代表取締役 船本 一宏	同 市藤田944-26	同



**兵庫県告示第2号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年1月6日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年1月6日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 籠 坊 温 泉 線	篠山市後川新田字湯ノ坪91番2から 同 市後川新田字湯ノ坪120番まで	旧	4.0から 8.0まで	88.0	
		新	5.0から 11.0まで	88.0	



**兵庫県告示第3号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成24年1月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称  
豊岡都市計画公園  
7.6.1号玄武洞公園
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
豊岡市大字赤石字松竹山、字北浦、字ヲロ町、字布落シ、字金石、字竹栗及び字古屋敷
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成24年1月6日から同月20日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び豊岡市都市整備部都市整備課
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称  
豊岡都市計画公園  
7.5.2号日和山公園
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
豊岡市大字瀬戸字畑山、字御待、字奥ツラ、字箱谷、字桑垣、字赤崎、字小用事、字鯨屋、字小町田、字ヤブ内、字ウソケハナ、字洗濯場、字アスエ、字寺坂、字愛宕、字寺ノ上、字岡、字宮ノ上、字宮ノ下及び字下住
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成24年1月6日から同月20日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び豊岡市都市整備部都市整備課



**兵庫県告示第4号**

平成3年兵庫県告示第906号（兵庫県集落地域整備基本方針）を次のように変更した。

平成24年1月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第2 個別の地域に関する事項（見出しを含む。）中「神崎郡香寺町」を「姫路市香寺町」に改め、同事項に次のように加える。（「別添図面」は省略し、これらの図面を県土整備部まちづくり局都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

（三田市相野地域）

1 集落地域の位置及び区域に関する基本的事項

- (1) 位置：三田市下相野、上相野及び四ツ辻
- (2) 区域：おおむねの区域は別添図面のとおり

2 集落地域の整備又は保全の目標

当地域は三田市の北西部に位置し、JR相野駅を中心とする集落群である。

周囲には、学校、交番、郵便局等の公益施設は存在しているが、商業施設等生活利便施設や公園、広場等が不足している。また、神戸、大阪への通勤圏でもあることから、駅周辺の農地において駐車場化が進む等、虫食いの農地転用が進んでいる。

当地域の農家の多くは第2種兼業農家であるが営農意欲も強く、その耕作する農地については、将来も継続して農業的に利用することを希望している。

そこで、当地域においては農業の生産条件と都市環境とを一体的に整備することとし、農地については宅地需要を勘案しつつ未整備の農地の面的整備を行い、営農基盤の確保等に努め、宅地については営農条件との調和を勘案しつつ新規宅地の供給及び既存集落も含めた都市基盤の整備に努め、良好な集落環境を創出する。

3 集落地域における土地利用に関する基本的事項

(1) 農用地と宅地の配置の考え方

農用地と宅地は、営農条件と居住環境の相互の機能を阻害しないように、それぞれ集約して配置する。

(2) 農用地整備の考え方

農業的土地利用に供する区域の一団の優良農用地については、農用地の集団性を確保し良好な営農条件を創出するため、農業振興地域内農用地区域として位置付ける。

(3) 宅地整備の考え方

既成集落については、安全で快適な居住環境づくりに努めるものとする。

新規宅地の面積はおおむね6ヘクタール以内とし、現況の自然・生活環境及び公共施設に配慮しつつ良好な集落環境の確保を図るため、原則として既成集落の近辺に集団的に設定する。

また、新規宅地の整備に当たっては、下流河川及び周辺地域に対する治水上の配慮に努め、必要な措置を講ずるものとする。

4 集落地域における農用地及び農業用施設等の整備その他良好な営農条件の確保に関する基本的事項

現在の農地の区画は小規模かつ不整形であり、農道・用排水路も未整備なため、農作業効率が悪い。

このため、農用地区域に指定する地区については、区画形状の大型化・整形を基本として、ほ場整備等を行い、農道・用排水路を一体的に整備する。

5 集落地域における公共施設の整備及び良好な居住環境の整備に関する基本的事項

(1) 公共施設

道路については、居住環境の改善や自動車交通の円滑化を図るため、必要に応じて整備を行うものとする。

公園については、既成集落及び新規宅地の区域からの利用を考慮して、適切な位置に設けるものとする。

排水施設については、居住環境の改善を図るとともに、周辺河川等の水質を保全するため、公共下水道により整備を行うものとする。

河川については、武庫川水系河川整備計画との整合を図りつつ、河川拡幅等の整備を行うものとする。

(2) 建築物等の規制・誘導

集落地域を中心とした地域の環境との調和を考慮して、既成集落及び新規宅地の建築物等の用途・形態を適切に規制・誘導するものとする。



兵庫県告示第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年1月6日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H23東播位置 0001号	23.12.15	加古郡稲美町六分一字相ノ山1209番109の一部、1209番761の一部、1209番762の一部	6.00	31.11



兵庫県告示第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成24年1月6日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

第H19北播位置 0004号	23. 12. 19	西脇市下戸田186番 6	5.00	16.30
-------------------	------------	--------------	------	-------



**兵庫県告示第7号**

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成24年1月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

取 消 番 号	取消年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H23西播位置 廃0001号	23. 12. 19	揖保郡太子町佐用岡字五反田993番2の一部、 993番4の一部、993番5の一部、993番6の一 部、993番7、993番8の一部	4.00 4.00 4.00	28.52 4.00 5.00

**公 告**

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年1月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
朝来市和田山町桑原字中井田394番3、394番4、395番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
群馬県高崎市栄町1番1号  
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 一 宮 忠 男
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成23年11月29日  
兵庫県指令但馬（豊土）（建2）第1-1-2号（23朝来）



**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年1月6日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
超遠心機 一式
  - (2) 調達物品の仕様等  
契約担当者が入札説明書及び仕様書等で指定する仕様等を有すること。
  - (3) 納入期限  
平成24年3月23日（金）
  - (4) 納入場所  
兵庫県立大学播磨光都キャンパス研究棟 赤穂郡上郡町光都3丁目2番1号
  - (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒678-1297 赤穂郡上郡町光都3丁目2番1号  
兵庫県立大学播磨光都キャンパス事務部総務課 担当 岡田  
電話 (0791) 58-0101
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成24年1月6日(金)から同月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成24年1月25日(水)午前11時00分  
兵庫県立大学播磨光都キャンパス本部棟2階 会議室
- (4) 入札書の提出期限  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成24年1月24日(火)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年1月23日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長(以下「事務局長」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で要求する書類を平成24年1月13日(金)午後5時(正午から午後1時までを除く。)までに上記3(1)の場所に提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書及び仕様書等で示した業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。